

矢吹町建設工事等入札参加資格制限措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢吹町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事をいう。）並びに調査、測量、設計、施設等の維持管理等の業務及び物品の製造、購入、賃借等（以下「建設工事等」という。）に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和61年11月5日付け告示第44号）第5条に規定する工事等請負有資格業者名簿に登録されている者（以下「有資格業者」という。）が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件に該当した場合に、一定期間、矢吹町が実施する建設工事等の請負契約等に係るすべての競争入札への参加を制限する措置（以下「参加資格制限」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(参加資格制限)

第2条 町長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があったと認めるときは、情状に応じて別表各号の定めるところにより、参加資格制限を行うものとする。

2 町長が前項の規定による参加資格制限を行ったときは、対象工事等を所掌する課長等は、当該参加資格制限に係る有資格業者を入札に参加させてはならない。また、制限付き一般競争入札の場合においては、開札日から落札者決定までの間に有資格業者が前項の規定による参加資格制限を受けているときは、落札候補者又は落札者としてはならない。

3 各課長等は、前項において参加資格制限に係る有資格業者を現に指名し、又は制限付き一般競争入札参加資格確認を行っているときは、入札執行前（制限付き一般競争入札の場合においては落札者の決定前）に限り、当該指名通知又は制限付き一般競争入札参加資格確認を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する参加資格制限)

第3条 町長は、前条第1項の規定により参加資格制限を行う場合において、当該参加資格制限について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人の情状に応じて期間を定め、参加資格制限を行うものとする。

2 町長は、前条第1項の規定により共同企業体について参加資格制限を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該参加資格制限について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の参加資格制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、参加資格制限を行うものとする。

3 町長は、前条第1項又は前2項の規定による参加資格制限に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該参加資格制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、参加資格制限を行うものとする。

4 前条第2項及び第3項の規定は、前3項の場合に準用する。

(参加資格制限期間の特例)

第4条 有資格業者が、1つの事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該各号の措置基準に定める運用期間の最も長い措置期間のものをもって措置するものとする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における参加資格制限期間は、それぞれ別表各号の措置基準に定める運用期間の2倍の期間とする。ただし、当初の参加資格制限期間が1か月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

(1) 別表第1第1号から第4号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1第1号から第4号までの措置要件のいずれかに該

当することとなったとき。

(2) 別表第1第5号から第8号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1第5号から第8号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 別表第2第1号から第8号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第2第1号から第8号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。(次号に掲げる場合を除く。)

(4) 別表第2第1号から第3号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、別表第2第1号から第3号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

3 町長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項に定める参加資格制限期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、参加資格制限の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 町長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項に定める長期を超える参加資格制限の期間を定める必要があるときは、参加資格制限の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 町長は、参加資格制限期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で参加資格制限の期間を変更することができる。

6 町長は、参加資格制限期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について参加資格制限を解除するものとする。

7 町長は、参加資格制限期間中の有資格業者について、新たな事案により措置要件に該当し、参加資格制限を行うこととなったときは、当該参加資格制限に係る期間に、既に措置されている当初の参加資格制限期間の残存期間を加算するものとする。

8 第2項、第4項、第5項及び第7項の規定の適用後の期間が36か月を超える場合は36か月とする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する参加資格制限の期間の特例)

第5条 町長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより参加資格制限を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合(第4条第2項及び同条第4項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、別表第2第2号又は第3号の措置基準に定める運用期間の2倍の期間とする。ただし、当該規定適用後の期間が36か月を超える場合は36か月とする。

(1) 町の職員が談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、工事等指名運営委員会(以下「指名委員会」という。)の調査において、有資格業者が当該談合の事実を否認していたにもかかわらず、その後の捜査機関の捜査等により談合行為が明らかとなり、別表第2第2号又は第3号に該当したとき。

(2) 別表第2第2号又は第3号に該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む)について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の3第2項。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反若しくは競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

(前号に掲げる場合を除く。)

(3) 別表第2第2号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。(前2号に掲げる場合を除く。)

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。(第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。)

(5) 町又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。)

第6条 別表第2第2号の措置要件に該当した場合において、独占禁止法第7条の2第7項から第9項までの規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの参加資格制限の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、参加資格制限の期間が別表第2第2号に規定する期間の短期を下回るときは、第4条第3項の規定を適用するものとする。

第7条 町長は、別表第2第1号、第2号、第3号又は第7号(同号の措置基準(2)イに該当する場合に限る。)の措置要件に該当する有資格者のうち、単独で、指名委員会に当該不正行為に関する事実を自ら報告した有資格者について、次の各号の定めるところにより参加資格制限の期間を短縮又は免除することができる。

(1) 減免適用事業者数は、3者までとする。

(2) 町の職員が談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、指名委員会の調査審議を行う前に、別に定める要件を満たす報告及び資料の提出を行った者の参加資格制限の期間は、減免措置の適用がなかったと想定した場合の期間すべてを免除するものとする。

(3) 前号の決定後に、別に定める要件を満たす報告及び資料の提出を行った者の参加資格制限の期間は、減免措置の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

(参加資格制限期間の承継)

第8条 参加資格制限期間中の有資格業者から、合併、会社分割、営業譲渡等の組織変更により当該有資格業者の業務を承継した有資格業者は、当該参加資格制限に係る制限期間を承継するものとする。ただし、合併については、参加資格制限を受けた有資格業者の役員が、業務を受け継いだ有資格業者の役員に就任する場合又は株式の過半数を保有する場合に限るものとする。

(報告)

第9条 対象工事等を所掌する課長等は、有資格業者が、別表各号(次項に該当する場合を除く。)に該当する事実を知ったときは、様式第1号により、速やかにその旨を総務課長に報告しなければならない。

2 対象工事等を所掌する課長等は、町が締結した工事等の施工に当たり、工事現場等において事故が発生した場合は、様式第2-1号及び2-2号により、総務課長に報告しなければならない。その際は、様式第2-3号により、請負者から報告を求めるものとする。

3 町が発注する工事等以外の工事等(施工現場が町内のものに限る)の施工に当たり、工事現場等において事故が発生した場合は、当該事業工事を所管する課長等が、前項に規定する報告書

様式により総務課長に報告するものとする。

(審議)

第10条 総務課長は、前条の報告を受けたときは、指名委員会に対し、当該報告に係る参加資格制限を行うべき者及びその制限期間の審議を求めなければならない。

2 前項の規定は、第4条第5項及び第6項の措置を行う場合において準用する。

(参加資格制限の通知等)

第11条 町長は、前条の審議の結果、第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定による参加資格制限の措置が必要とされた場合は、様式第3-1号によりその旨を当該有資格業者に通知し、副町長は、様式第3-2号により各課等に対して通知するものとする。ただし、当該有資格業者に対し通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、当該通知を省略することができる。

2 前項の規定は、第4条第5項、第6項及び第6条の措置を行う場合において準用する。この場合、各々の措置については、様式第4号から様式第6号までにより通知を行うものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第12条 対象工事等を所掌する課長等は、参加資格制限期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由により随意契約の相手方とする必要があるときは、あらかじめ、指名委員会に付議するものとする。

(下請等の禁止)

第13条 対象工事等を所掌する課長等は、参加資格制限期間中の有資格業者が、当該工事等の下請をし、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人（連帯保証人を含む。）となることを認めてはならない。

(参加資格制限に至らない事由に関する措置)

第14条 町長は、参加資格制限措置要件に至らない事由のため参加資格制限が行われない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(参加資格制限の公表)

第15条 町長は、第2条第1項、第3条第1項から第3項まで並びに第4条第5項及び第6項の措置を行ったときは、様式第7号により町ホームページに掲載し、公表するものとする。

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、平成21年12月24日から施行する。

2 参加資格制限の対象となる事実行為がこの要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以前に行われていた場合であっても、施行日以後に当該事実行為が明らかとなり、別表各号の措置要件に該当する場合は、この要綱を適用するものとする。

3 施行日以前において、福島県が、有資格業者に対し参加資格制限を行っている場合の参加資格制限の適用開始日は、福島県が認定した日とし、参加資格制限の期間は別表各号の定めるところによるものとする。